

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金(スクールバス・ボート購入費(小・中学校用))に係る事業計画書

都道府県(市町村)教育委員会 _____

1 スクールバス・ボートを必要とする理由

2 利用学校名、利用者等

(1) へき地学校における遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和を図るためのスクールバス・ボート

利用学校名	へき地手当の級別等	在籍児童生徒数(A)	利用者数(B)	利用率 $\frac{(B)}{(A)}$	備考
		人	人	%	
計					

(注) 1 「利用学校名」とは、児童・生徒がスクールバス・ボートで通学することとなる学校をいう。(2)、(3)及び(4)について同じ。)

2 「備考欄」には、当該へき地学校が学校統合を伴う場合は、統合年月日及び廃止(予定を含む。)された学校名を記入すること。

(2) 市町村の合併に起因する学校統合における遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和を図るためのスクールバス・ボート

市町村合併及び学校統合の状況

合併市町村名	合併関係市町村名	合併年月日	備考

統合後の学校名	統合した学校名	左の統合した学校の所在地	統合年月日	備考

(注) 1 「合併市町村」及び「合併関係市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条の規定による。

2 「左の統合した学校の所在地」欄には、統合した学校が所在していた合併関係市町村名を記入すること。

利用学校の状況

利用学校名	在籍児童 生徒数 (A)	利用者数 (B)	利用率 $\frac{(B)}{(A)}$	備考
	人	人	%	
計				

(3) 人口の過疎現象に起因する児童・生徒の減少に対処するための学校統合による遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和を図るためのスクールバス・ポート

利用学校名	在籍児童 生徒数 (A)	利用者数 (B)	利用率 $\frac{(B)}{(A)}$	学校統合 年月日	備考

	人	人	%		
計					

(注) 「備考欄」には、学校統合に伴い廃止された学校名を記入すること。

(4) 過疎地域等におけるバス路線、ボートの運行(航)の廃止による遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和を図るためのスクールバス・ボート

利用学校名	在籍児童 生徒数 (A)	利用者数 (B)	利用率 $\frac{(B)}{(A)}$	過疎地域 等	備考
	人	人	%		
計					

(注) 「過疎地域等欄」には、スクールバス・ボートの利用校の所在地域(「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく過疎地域、「山村振興法」に基づく山村、「離島振興法」に基づく離島)を記入すること。

3 運行計画

別紙のとおり

(別紙は、国土交通省国土地理院発行の地形図又は総務省調整の地図(縮尺5万分の1以上のもの)に次の事項を記入すること。)

- (1) 利用学校、統合により廃止された学校、上級学年の児童が通学することとなる場合の当該分校及びへき地小学校の学区内に居住する中学校の生徒が利用する場合の当該へき地小学校の位置及び名称
- (2) 利用する児童生徒の集合地及び集合人員(児童・生徒別)
- (3) 集落の中心地から集合地までの距離
- (4) 運行(航)経路(朱線で示すこと。)及び運行(航)距離(片道(内訳として利用学校に至近の集合地及び集合地間の距離を記入すること。))
- (5) スクールバス・ボートの運行(航)回数
往(登校) 回、復(下校) 回
- (6) 運行経路における私营又は公営のバス路線の有無及びバス路線がある場合のバス路線の運行経路(バス路線がある場合は、それを利用しない理由(通学時間帯における運行の休・廃止、運行回数の減少等)及びバスの時刻表)
(注) 運行回数の減少の場合は、減少前と減少後のバスの運行状況がわかるようにすること。
- (7) 現在の児童生徒の通学方法
(新たに学校統合を行い、統合に伴う遠距離通学児童生徒のスクールバスを運行しようとする場合は記入する必要はない。)
- (8) その他の必要な事項
(購入予定のスクールバス・ボートのカタログ等を添付すること。)

4 購入予定等

購入予定価格(改造する場合は改造費を含む。)	円
国庫補助申請額(国庫補助限度額(別に通知する額)と購入予定価格×1/2のうちいずれか少ない額)	円
新車(造船)、中古車(船改造)の別	
製 作 会 社 名	
年 式 及 び 型 式	
木造船・鉄鋼船の別(ボートのみ)	
総 ト ン 数 (ボ ー ト の み)	トン
児 童 生 徒 乗 車 (船) 定 員	人
購 入 予 定 年 月 日	平成 年 月 日
運 行 (航) 開 始 予 定 年 月 日	平成 年 月 日

- 5 運転手の専任、非専任の別
(非専任の場合は、その勤務形態を具体的に記入すること。)
- 6 購入後の維持運営方法
 - (1) 人件費の支弁方法
 - (2) 燃料費及び修繕費等の支弁方法

7 運行道路の状況

(はば、勾配、その他)

8 学校統合及び市町村の合併については、次の書類を添付すること。

- (1) 学校統合が済んでいる場合には、関係条例又は規制
- (2) 学校統合が済んでいない場合には、学校統合予定期日及び市町村長の確約書
- (3) 市町村の合併が済んでいない場合には、合併市町村の市町村建設計画等の市町村合併を証明できる書類の写し(合併関係市町村長の証明したもの。)

9 人口及び児童生徒の減少率等

(人口の過疎現象に起因する児童生徒の減少に対処するための学校統合により廃止(予定を含む。以下同じ。)された学校の児童生徒が、スクールバス・ポートを利用する場合で、当該廃止校がへき地学校に指定されていない場合にのみ記入すること。)

(1) 人口・児童生徒数及び学級数の減少状況

廃止校名	区 分	補助を受ける 年度の11年前 の年度 (A)	補助を受ける 年度の6年前 の年度 (B)	補助を受ける 年度の前年度 (C)	減少率 $\frac{(C)}{(A)}$
	市町村の人口	人	人	人	%
	廃止校の学区内人口				
	廃止校の児童生徒数				
	廃止校の学級数	学級	学級	学級	

(注) スクールバス・ポートを利用することとなる廃止校が2校以上ある場合は1校ごとに記入のこと。

(2) 市町村間のへき地学校数等

区 分	全 学 校 数(A)	左のうちへき地 学校数 (B)	$\frac{(B)}{(A)}$	備 考
小 学 校	校	校	%	
中 学 校				
計				

(注) 1 学校数は、当該年度の5月1日現在で記入すること。この場合、名目統合の学校がある場合は統合前の学校数によること。

2 備考欄には、スクールバス・ポート利用校の所在地域が「離島振興法」に基づく離島「山村振興法」に基づく山村、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく過疎地域に該当する場合は、それぞれの旨を記入すること。

10 購入予定のバス・ボートが過去に国庫補助を受けたバス・ボートの更新及び財産処分制限期間内の更新の場合は、その国庫補助を受けた年度等

利 用 学 校 名	
スクールバス・ボートの区分型式等	
補 助 年 度	年度
台 数 (隻 数)	台(隻)
購 入 年 月 日	年 月 日
購 入 額	円
補 助 額	円
住 民 利 用 の 有 無 日 号 許 可 書 年 月 番 号	(有 ・ 無) 年 月 日 号
備 考	更新を必要とする理由 住民利用の概要
財産処分制限期間内の更新に係る処分内容	処 分 の 内 容
	処 分 予 定 年 月 日

- (注) 1 過去に国庫補助を受けたバス・ボートの写真を添付(特に機械の消耗等による使用不能の場合は、破損箇所等)。
- 2 「財産処分制限期間内の更新に係る処分内容」欄は、処分制限期間内にその更新が国庫補助の対象となったものについてのみ、記入すること。